

社会科学授業案

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2020-02-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 尾崎, 弘剛 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10297/00027056

社会科授業案

授業者 尾崎 弘剛

- 1 日 時 令和元年5月29日(水) 第5時 13:20～14:10
2 学 級 3年B組 (社会科教室)
3 題材名 これからの平和主義と安全保障のあり方
ー憲法9条と変化する自衛隊の役割に注目してー

4 題材の目標

憲法9条と自衛隊の存在との間に矛盾を感じた子どもたちが、自衛隊の役割とその変化の背景について諸資料をもとにして多面的・多角的に考察することを通して、これからの日本の平和主義と安全保障のあり方について考えを深めるとともに、平和な社会を実現していくために将来の主権者としてどのようにかかわっていくのかについて考えをもつ。

5 題材観

(1) 変容する平和主義のあり方

平成から令和へと時代が移りました。それぞれの元号に「平」「和」の文字が用いられているように、多くの国民が「平和」を希求し、その価値観を共有していることは疑いのないことでしょう。平成が戦争のない時代として幕を閉じ、戦後74年間、日本は平和主義の下で一度も戦争に加担しなかった数少ない国の一つとなりました。

しかし、平成時代は、冷戦終結に伴って国際情勢が急激に変化し、日本の平和主義のあり方、とりわけ自衛隊の役割が大きく変化した時代でもありました。1992年にPKO協力法に基づいて自衛隊が海外に派遣され、2000年代の「テロとの戦い」やイラク戦争では、特別措置法の成立を受けて、自衛隊が英米軍の後方支援に従事しました。そして、2015年には安倍政権によって「安全保障関連法」が可決・成立し、限定的ながら集団的自衛権の行使が容認されました。このように見てみると、戦後日本の出発点であった平和主義のあり方が大きく変容した時代であったとも言えます。

9条と自衛隊との矛盾に関しては、常に論争が巻き起こされてきました。日本の平和主義はどうあるべきなのか。自衛隊の存在をどのように位置づけるべきなのか。国際情勢が変化する中で、改めてこの問いを見つめ直し、これからの平和主義のあり方を模索していく必要があります。一方で、国民の日常生活に直結しない問題であるだけに、切実感を抱きにくい面があることも確かです。しかし、主権者である国民が主体的にこの議論に参加し、よりよいあり方を模索していくことによってこそ、真の平和主義を実現することができるのではないのでしょうか。

(2) 変化する自衛隊のあり方と役割

9条と自衛隊に関して、どのようなことが問題になっているかを、歴史的、法的、国際的な視点から眺めてみます。

①歴史的な経緯

自衛隊の前身である警察予備隊は、1950年の朝鮮戦争の勃発に伴い、アメリカの要請によって、警察組織の延長という位置づけで発足しました。当時、日本は占領下にあり、東西冷戦が激化する中、資本主義陣営への取り込みを図ったアメリカによって警察予備隊が組織されたのです。これは、非軍事化というアメリカの対日政策が、再軍備へと変化したことを意味しています。朝鮮戦争でアメリカ軍の後方支援を担った警察予備隊は、1952年に保安隊、1954年に自衛隊となり、現在に至っています。朝鮮戦争は休戦を迎えますが、緊張状態が続く東アジアにおいて、どのようにして日本の独立を維持するかが大きな問題となりました。一方で、アジア太平洋戦争の加害国であり、被害国でもある日本は、徹底した平和主義を掲げて戦争を放棄し、戦力の保持と行使に厳しい制約をつけていました。そこで、軍隊ではない「自衛隊」と日米安全保障条約による「米軍駐留」という二つの手段によって、安全保障体制をつくろうとしたのです。これ以降、自衛隊の最大の任務は防衛であり、そのための装備や防衛費を拡充させてきました。ただし、多くの国民は、自衛隊の役割として、災害対策や復興支援、国際貢献のイメージを強くもっているのかもしれません。

②憲法解釈との関連

このような成立の経緯をもつ自衛隊と9条の関連について、歴代政府はどのように説明してきたのでしょうか。

日本政府は長らく、「全ての主権国家には自衛権があり、『自衛のための必要最小限度の実力』を保持することは、9条で禁じている『戦力』ではない」という見解をとってきました。自衛隊は、専守防衛のための組織であると位置づけ、国際法に基づく個別的自衛権を容認する見解です。集団的自衛権については、「もっているが、憲法上行使できない」との立場でした（1981、政府見解）。

このような政府見解は、苦しい解釈のようにも見えますが、法規上はきちんと説明がつけます。

憲法9条2項は、確かに「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない」と定めています。一方、13条では、国民の生命、自由及び幸福追求権が最大限尊重されることが定められています。もし、他国が侵略してきたときに、政府が何も対応しなければ、政府は国民の生命、自由及び幸福追求権を尊重する義務を放棄することになります。したがって、この13条との関連から、日本への武力攻撃があった場合には、防衛のために必要最低限度の武力を行使することは例外的に許容されるとの解釈が導き出されるのです。ただしこれは、個別的自衛権の行使は認めるが、集団的自衛権の行使は認められないという解釈です。

しかし、2014年7月安倍政権によって、「わが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃で、わが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合、集団的自衛権を行使できる」ことが、閣議決定されました。これは、それまでの政府見解を大きく変更したものであり、「解釈改憲」とも呼ばれました。多くの憲法学者は、集団的自衛権の行使容認に関しては、憲法違反であるとの指摘をしています。国民やメディアからも、「自衛隊が他国を守ることが、憲法上許されるのか」「米軍と行動することで、日本が危険にさらされないか」「そもそも個別的自衛権で対応できることではないか」等、様々な議論が巻き起こりました。これらの議論が成熟しないまま、翌年には安全保障関連法が成立し、2017年の憲法記念日には、安倍首相が「2020年までに9条1項2項を残したまま、自衛隊を憲法に書き込む」と改憲に向けたメッセージを発表しました。

③国際的な役割の拡大

このような自衛隊の役割の拡大や位置づけの変化は、国際情勢の変化に伴ってもたらされたと言ってもよいでしょう。1989年の冷戦終結後、自衛隊は、二つの面で国際的な役割を果たすようになりました。

一つは、国連PKOの一環としての役割であり、もう一つが、日米関係を重視した役割です。

前者については、1991年の湾岸戦争の際に自衛隊を派遣せずに財政的な支援のみを行ったことが国際社会の理解を得られず、翌年PKO協力法を成立させ、初めて自衛隊が海外に派遣された経緯があります。主として各国の停戦監視や復興支援を担っていますが、近年では任務や活動範囲が広がり、隊員が戦闘に巻き込まれる危険性を指摘する声もあります。

後者については、2015年の安全保障関連法による限定的な集団的自衛権の行使容認が大きな議論を巻き起こしました。発端は、2001年の「テロとの戦い」や2003年のイラク戦争において、自衛隊が英米軍の後方支援（燃料補給等）を実施したことです。イラク戦争では、日本政府は「非戦闘地域」への派遣であると主張しましたが、戦場ではその線引きが難しいことは容易に想像できます。また、武器使用が制限された中で派遣されることは、自衛隊員の生命の危険を招くことも想像できます。国際的に見れば、自衛隊は「軍隊」ですが、憲法上の制約により活動が限定され、実際には同盟国の軍に守られながら活動することもあります。これに関しては、「自衛隊が襲撃されたときは同盟国の軍が助けるけれども、同盟国の軍が襲撃されたときには自衛隊は助けないのか」という疑問の声もありました。このように、「日米同盟」に基づくアメリカの要求によって海外での活動が増え、自衛隊が任務を遂行するために必要な権限や装備を拡充せざるを得ない状況が生まれています。集団的自衛権の行使容認へと舵を切った理由の一つには、このような背景があるのです。

以上のように、冷戦の終結以降、国際情勢の変化によって、政府はそれまで抑制的だった自衛隊の役割を拡大させてきました。しかし、そのことによって9条との整合性への疑義がさらに広がりました。まさに、自衛隊の役割をどのように位置づけ、どの範囲まで認めていくのかを見極める必要が出てきたのです。

④自衛隊に対する国民の意識

このような議論を、国民はどのように捉えているのでしょうか。2015年に安全保障関連法が成立したことへの評価に関する世論調査を見てみます（質問の文章は各紙で異なります）。

- ・評価する 31%、評価しない 58%（読売新聞）
- ・評価する 33%、評価しない 57%（毎日新聞）
- ・賛成 30%、反対 51%（朝日新聞）

これを見ると、評価しない人が過半数であるのに対して、評価する人も3割以上であることがわかります。この結果からは、国民の間に多様な考え方があり、議論が十分に尽くされていないということが言えるかもしれません。また、憲法に関する意識調

査(2018, NHK)で、「憲法9条をどう評価するか」に対して、「非常に評価する」「ある程度評価する」が70%で、「あまり評価しない」「全く評価しない」を大きく上回りました。多くの国民は、平和主義を掲げる憲法9条を基本的に支持していることがわかります。一方で、国際情勢の変化を見過ごしており、9条や自衛隊の問題と正面から向き合うことができていないと見ることもできるでしょう。

(3) これからの平和主義と安全保障

以上のように、自衛隊の役割が大きく拡大している現在、平和主義と自衛隊のあり方に正面から向き合い、よりよいあり方を求めて国民的な議論をしていくべきときだと言えます。ただし、自衛隊が合憲か違憲かを判断するだけでは、物事は前に進まないでしょう。憲法論議とともに、現実をふまえた議論が必要です。議論の対立軸としては、専守防衛に徹するのか、海外での任務を拡充していくのかという二つが考えられます。後者の場合は、国連を中心とした活動に限定するのか、アメリカとの関係を重視した活動にまで広げていくのかという二つの方向性が考えられます。

すでに自衛隊の任務が海外にまで及び、一定の評価を得ている現状をふまえれば、任務を自国の専守防衛に限定することは難しいことかもしれません。しかし、集団的自衛権を行使できる三要件を外したり、憲法改正によって自衛隊を国防軍として位置づけたりすることになれば、戦後培ってきた平和主義のあり方や国の設計図を根本から変えることになります。戦後74年間にわたって戦争をせず、他国に銃口を向けなかった平和国家日本としての存在価値こそ高めていくべきだとの考えもあるでしょう。また、戦争とは社会や人々の生活を根底から破壊するものであり、膨大なコストを要するものであるという認識に立てば、より多くの人たちの幸福追求のために、戦争に関与しない立場をとることは合理的だと言えます。

平和主義の理想を掲げつつ、変化する現実の中で着地点を見極めること、そして独立国である日本、国際平和を希求する世界の中の日本という視点から考えていくことが大切になるのではないのでしょうか。主権者である国民が主体的に議論に参加し、対話を重ね、平和主義や安全保障のあり方について考えを深めていくことこそ、求められているのです。

(4) 本題材で味わう社会科ならではの文化

本題材で子どもたちが味わう「社会科ならではの文化」を、「これからの平和主義や安全保障のあり方について、様々な視点や角度から根拠を示しながら対話を重ね、未来の主権者として、よりよいあり方を創りあげようとする」とします。平和を

現することと安全を確保することが、相反する場合があるだけに、この問題は簡単に結論を出すことができない問題です。だからこそ、多面的・多角的に考察することによって、広い視野からこの問題を捉え、合理的かつ互いの幸福を損ねることがないような結論を導こうとすることが大切だと考えます。

(5) 平和主義と向き合う子どもたち

小学校で日本国憲法について学習している子どもたちは、平和主義の意義や大切さについて理解しています。また、自衛隊については、「自衛のための必要最小限度の実力」組織であることや、災害派遣等で活動していることを耳にしたことがあるでしょう。中には、集団的自衛権が認められたことや自衛隊の海外派遣、緊迫する東アジア情勢に関するニュースを見たことのある子どもがいるかもしれません。

憲法9条と自衛隊に出会った子どもたちは、すぐさま両者の矛盾を指摘するでしょう。授業者が、自衛隊の活動の幅が広がっている様子を提示していくことで、「自衛隊は憲法違反ではないのか」「国際情勢によって、自衛隊の役割も変わっていくべきだろう」「今のままの自衛隊でよいのか」等、様々な疑問や考えが出されるでしょう。これらの疑問をもとにして、「自衛隊は、どのような役割を果たすべきだろうか」という問いを共有し、様々な視点から調査していくことを子どもたちに提案します。国際的な視点、歴史的な視点、法的な視点から役割が変化した背景を調査し、それらを交流することで、多面的・多角的に自衛隊の役割やあり方について考えていく構想を考えています。9条の条文通り専守防衛に徹するのか、国際社会やアメリカとの関係を重視して海外での活動を広げていくのかは、一人一人の価値観によるところも大きいはずです。しかし、それらを感情論や理念として語るだけではなく、事実(現実)に基づいて考察し、根拠を示して対話する子どもたちの姿に期待します。

本題材は、条文解釈を含むため、内容を理解することが難しいと感じる子どももいることでしょう。そのため、資料を精選して提示したり、授業者のかかわりや子ども同士のかかわりを通して内容を理解する場を設けたりしたいと思います。

子どもたちは、4月以降、第一次世界大戦と太平洋戦争について学んできました。それぞれ、「なぜ、多くの国が参戦し、大規模な戦争になったのか」「なぜ、日本はアメリカとの開戦を決断したのか」を追求し、戦争が起きる原因や背景、メカニズムについて考察してきました。このような子どもたちであれば、どのようにして平和な社会を実現していくかについて、「自分の問題」として捉え、主体的に考えを深めようとするでしょう。本題材は日常生活との

かかわりを感じにくい題材かもしれませんが、「現在進行形の問題」であるため、子どもたちは正面から向き合う必要があると感じることでしょう。戦争とは、日々の延長上にあり、有事になってから慌てて考え始めても遅いことは、歴史が証明しています。近い将来、憲法改正の国民投票の日が訪れるかもしれません。そのようなときには、主権者の一人として責任ある意思表示をしてほしいと思います。

平和主義と安全保障のあり方について考えることは、この国のカタチ（構造・根幹）を考えることにつながります。その方向性を決定するのは、まさに主権者である私たち、そして主権者となる子どもたちです。子どもたちが、本題材を通して、平和とは与えられるものではなく、自分たちの手で創りあげていくものであることを実感し、よりよい社会の姿を求めて自分なりのかかわり方を見いだしてくれることを願っています。

参考文献：池上彰（2013）『池上彰の憲法入門』 筑摩書房

池上彰（2015）『日本は本当に戦争する国になるのか？』 SBクリエイティブ

川原茂雄（2016）『よくわかる改憲問題－高校生と語り合う日本の未来－』 明石書店

木村草太（2018）『自衛隊と憲法－これからの改憲論議のために』 晶文社

木村草太 青井美帆 柳澤協二 中野晃一 西谷修 山口二郎 杉田敦 石川健治（2018）
『「改憲」の論点』 集英社

参考資料：朝日新聞 静岡新聞 日本経済新聞 毎日新聞 読売新聞

防衛省・自衛隊 <https://www.mod.go.jp/>

6 新学習指導要領との関連

C 私たちと政治

(1) 人間の尊重と日本国憲法の基本的原則

対立と合意、効率と公正、個人の尊重と法の支配、民主主義などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識を身に付けること。

(イ) 民主的な社会生活を営むためには、法に基づく政治が大切であることを理解すること。

(ウ) 日本国憲法が基本的人権の尊重、国民主権及び平和主義を基本的原則としていることについて理解すること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

(ア) 我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義について、多面的・多角的に考察し、表現すること。

7 題材構想（全6時間）

- (1) 憲法9条と自衛隊・日米安保との間の矛盾に気づき、追求すべき問いを共有する（1時間）
- (2) 問いに対する考えを交流し、調査の見通しをもつ（1時間）
- (3) 視点を明確にして、自衛隊のあり方や役割について調査する（2時間）
- (4) 調査内容を共有して、自衛隊のあり方や役割について多面的・多角的に捉える（1時間）
- (5) これからの平和主義と安全保障のあり方について対話する（1時間 本時）

(1) 憲法9条と自衛隊・日米安保との間の矛盾に気づき、追求すべき問いを共有する（1時間）

授業者は、自衛隊が海外で活動する様子を映した映像を提示するところから、授業を始めます。この映像を見て、子どもたちは次のように発言するでしょう。

- ・自衛隊が、海外でこのような仕事をしているとは、知らなかった
- ・自衛隊の支援で、現地の人々が助けられている
- ・自衛隊が海外で活動することは許されるのか

・自衛隊は防衛のための組織のはずだ。憲法違反ではないのか

・装備を見ると、軍隊と言って差し支えない
など

子どもたちは、自衛隊が活動する様子を視聴することで、自衛隊の役割が変化していることやそのことへの疑問や戸惑いを感じるでしょう。自衛隊の役割が変化しているというイメージをもつことができたところで、授業者は次の資料を提示し、気づいたことや疑問を書くよう促します。なお、資料の内

容や用語についてわからないことがある場合には、辞書で調べたり、仲間と確認したりするよう声をかけます。

- ・ 憲法 9 条の条文
- ・ 自衛隊に関する年表
- ・ 自衛隊の役割が拡大していることに関する資料 (PKO, 集団的自衛権の要点)
- ・ 日米安全保障条約の要点

それぞれの資料を読み取ったり、資料に関連させて考えたりした子どもたちは、次のように発言するでしょう。

- ・ 「陸海空軍その他戦力は、これを保持しない」と定められた憲法 9 条に、自衛隊は違反しているのではないかな
- ・ 自衛隊は、専守防衛のための組織だと聞いたことがある。海外で活動することや集団的自衛権を認めることは、憲法に違反しているのではないかな
- ・ 安倍首相は、9 条改正を提案していると聞いたことがある。時代に合わせて、条文を変えていくことは悪いこととは思わない
- ・ 海外での活動が増えている理由は、アメリカとの関係があることがわかった。北朝鮮の核・ミサイル開発など東アジアは不安定な状況が続いているから、自衛隊の役割を拡大して、アメリカと協力していく必要がある
- ・ 自衛隊の役割を拡大したら、日本が戦争する国になってしまわないだろうか
- ・ 今のままの自衛隊でよいのだろうか

など

授業者は、自衛隊と憲法 9 条、日米安保条約の関係について疑問や不思議に思うことがないかと尋ね、子どもたちの疑問をさらに引き出します。そして、それらの疑問を包括するものとして、「自衛隊は、どのような役割を果たすべきだろうか」という問いをクラス全体で共有し、追求していくことを確認します。そして、この問いに対する自分の考えを書くよう促します。

(2) 問いに対する考えを交流し、調査の見通しをもつ (1 時間)

「自衛隊は、どのような役割を果たすべきだろうか」という問いに対する考えを書いた子どもたちは、次のように発言するでしょう。

< 専守防衛に徹すべき >

- ・ 9 条では、戦争放棄や戦力の不保持、武力の不行使を規定している。自衛隊の存在は 9 条に違反し

ていると思うが、少なくとも自衛隊が行えるのは専守防衛までではないか

- ・ そもそも 9 条で戦争放棄を定めているのは、太平洋戦争で多大な犠牲を出したからだ。平和への願いを実現するものこそ 9 条だから、これに則^{のっと}って自衛隊は活動すべきだ

< 国際的な役割を果たすべき >

- ・ PKO は、国連の活動だ。この活動では、道路の補修や食料援助など戦闘にかかわらない任務に従事している。世界平和のために、自衛隊が貢献することが悪いこととは思わない

< 軍隊として位置づけるべき >

- ・ 北朝鮮情勢などを考えると、いざという時のために防衛力を強化したり、米軍との連携を強めたりすることは、日本を守るために必要なことだ。自衛隊は実質的に軍隊なのだから、憲法 9 条を改正して、軍隊として位置づければよい

など

自衛隊を 9 条の枠内で考えるべきだという子どももいれば、現実に合わせて 9 条を改正するべきだと考える子どももいるでしょう。また、それらの間を揺れ動き、どのように考えたらよいのか悩む子どももいることでしょう。授業者は、悩んだり迷ったりしている子どもを注意深く見極め、その子どもの考えを引き出します。

- ・ 歴史的なことを考えると 9 条を守るべきだが、近年の東アジアの状況を考えると、自衛隊を軍隊として捉えて、自分たちの国を自分たちで守れるようにすることが大切なことのようにも思える
- ・ 国際的な役割が高まっていることは理解できるが、そのような場に自衛隊が出て行けば行くほど、犠牲者が出たり、他国から標的にされたりしないか心配だ

など

このような考えを聴き合うことで、視野を広げたり、この問いが相反する見方や考え方を含んでいるものであることに気づいたりすることができます。さらに、この問いを追求していくにあたって、どのような情報が不足しているのかや、どのようなことを調査すれば結論を出すことができるのかについて、子どもたちに問いかけます。このことにより、調査の視点が少しずつ明確になっていくでしょう。

- ・ 自衛隊が憲法違反なのかどうかを知りたい
- ・ 集団的自衛権とは何かについてや、何が問題になっているのかについて知りたい
- ・ 自衛隊の海外での活動の様子をくわしく調べたい

- ・自衛隊が結成されたそもそもの理由を調べたい
- ・なぜ、9条と自衛隊とが矛盾している状態を放置してきたのかについて調べたい
- ・日本の防衛のしくみを知りたい

など

授業者は、子どもたちが調査したいと発言した内容を分類して、調査の視点を明確にしていきます。調査の視点は、大きく分類すると、次のようになるでしょう。

- ①自衛隊の歴史・任務（歴史的な視点）
- ②9条との関係・自衛権の解釈（法的な視点）
- ③海外派遣・国連PKO（国際的な視点）
- ④東アジア情勢・米軍との関係（国際的な視点）

授業者は、これらの視点を4人グループで分担して調査するよう提案します。

（3）視点を明確にして、自衛隊のあり方や役割について調査する（2時間）

授業者は、それぞれの視点から調査することができるよう資料を準備し、担当する子どもたちに配付します。また、関連する図書室の本をまとめたり、パソコン室を使用できるようにしたりして、子どもたちが自分の視点から調べたいことを追求していくことのできる環境を整えます。さらに、同じ視点を担当する子ども同士でかわったり、情報を交換し合ったりすることも推奨します。子どもたちは調査を通して、次のようなことを見いだすでしょう。

① 自衛隊の歴史・任務（歴史的な視点）

- ・自衛隊は、もともと警察予備隊と呼ばれていた。1950年に朝鮮戦争が起きた際に、アメリカからの要請で組織された。東西冷戦が激化する中、アメリカが日本を資本主義陣営への取り込みたかったために、警察予備隊を組織した。その後、1952年に保安隊、1954年に自衛隊となった
- ・朝鮮戦争は休戦となったが、緊張状態が続く東アジアにおいて、どのようにして日本の独立を維持するかが大きな問題となった。日本は9条で戦力の不保持を定めていたため、軍隊ではない「自衛隊」と日米安全保障条約による「米軍駐留」（基地の提供）という二つの手段によって、日本と東アジアの平和と安全を確保しようとした
- ・自衛隊の最大の任務は防衛である。戦車や戦闘機、イージス艦などの装備を拡充させてきた。防衛費は、2000年代にかけて増加してきており、国防支出は世界7位である。兵力は世界18位である
- ・防衛以外の自衛隊の役割として、災害対策や復興支援、国際貢献がある

② 9条との関係・自衛権の解釈（法的な視点）

- ・日本政府は長らく、「全ての主権国家には自衛権があり、『自衛のための必要最小限度の実力』を保持することは、9条で禁じている『戦力』ではない」という見解をとってきた。国民の中には、自衛隊は9条に違反しているという考えをもつ人もいる
- ・集団的自衛権について、政府は「もっているが、憲法上行使できない」との立場だった。2014年7月に安倍政権によって「わが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃で、わが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合、集団的自衛権を行使できる」ことが、閣議決定された
- ・多くの憲法学者は、集団的自衛権の行使容認に関して、憲法違反であると指摘した。世論調査によれば、国民の過半数は、集団的自衛権を認めることを評価していない
- ・安倍首相は、9条1項2項をそのままにして、自衛隊を憲法に書き込む憲法改正を2020年までに行う方針を示している

③海外派遣・国連PKO（国際的な視点）

- ・1991年の湾岸戦争の際に、9条を根拠に自衛隊を派遣せず財政的な支援のみを行ったことが国内外で議論となり、翌年PKO協力法を成立させ、初めて自衛隊が海外に派遣された。9条に反しないように、参加5原則がある
- ・主として各国の停戦監視や復興支援を担っており、ゴラン高原や東ティモール、ネパール、ゴラン高原などで活動してきた
- ・日本からのPKO派遣は、他国に比べて少ない。ただし、多くの人数を派遣しているのは、発展途上国だ
- ・2016年の南スーダンへの自衛隊派遣の際に、駆けつけ警護という新たな任務を付け加えられ、武器の使用が可能となった
- ・参加5原則はあるが、現実には戦闘がある場所もあり、自衛隊員が危険にさらされたこともある
- ・2001年の「テロとの戦い」や2003年のイラク戦争において、自衛隊は英米軍の後方支援（燃料補給等）を実施した。イラク戦争においては、日本政府は「非戦闘地域」への派遣であると主張した。しかし、武器使用が制限された中で派遣されることは、自衛隊員の生命の危険を招く可能性もある

④東アジア情勢・米軍との関係（国際的な視点）

- ・北朝鮮によるミサイル発射や核実験など、日本が危険な目に遭う可能性のある事件が起きている
- ・日本の周辺国では中国の軍事力が一番大きい

- ・日本は、中国、韓国、ロシアとの間に領土問題があり、争いの火種を抱えている
- ・アメリカは北朝鮮や中東の脅威に対して、継続して沖縄に基地を置く必要があると主張している
- ・日米の安全保障体制は、その協力体制や活動範囲が拡大されてきた。それに伴い、自衛隊の任務も拡大している。集団的自衛権の行使や、後方支援ができるようになった

など

子どもたちは、調査を通して、問いに対する考察を次のように記述するでしょう。

①自衛隊の歴史・任務（歴史的な視点）

- ・自衛隊の結成には、アメリカの思惑や9条の制約が関係していることがわかった。確かに、全く防衛力をもたない国は攻め込まれてしまう。しかし、今の自衛隊の装備は、本当に自衛のためと言えるのか疑問だ

②9条との関係・自衛権の解釈（法的な視点）

- ・戦力の不保持を定めた9条を尊重するのであれば、「自衛のための必要最低限度の実力」をもつことまでがギリギリ許容できるのではないか。集団的自衛権は、同盟国を守る権利だから、その権利を行使したら、戦争に一步近づいてしまうおそれがある

③海外派遣・国連PKO（国際的な視点）

- ・国際情勢の変化の中で、自衛隊が海外で活動するようになった。PKOは国連の活動であり、直接戦争にかかわらないので参加してもよいのではないか。しかし、活動する隊員の身を守ったり、現地住民の安全を確保したりするためには、武器を使用することも必要かもしれない。そのような機会が増えれば、自衛隊のあり方も変わってくる

④東アジア情勢・米軍との関係（国際的な視点）

- ・イラク戦争のときの米軍の後方支援は、戦争に加担していると見られても仕方がないので、積極的にかかわるべきではないと考える
- ・北朝鮮の核・ミサイル問題などを考えれば、アメリカとの連携をさらに強め、日本の防衛力を高めていく必要がある。いざというときにアメリカに助けてくださいと言って、その逆はしないというのは不公平だから、日本もアメリカに協力すべきだ

など

内容の意味を問い返したり、互いの調査内容を関連させたりしながら、対話する姿が見られるでしょう。

- ・9条で戦力の不保持を定めながら、自衛隊の存在をそのままにしてきたことが間違いではないか。海外での活動が増えているのが現実なのだから、それに合わせて9条を変える必要がある
- ・しかし、憲法9条は太平洋戦争の反省のうえに制定されたものだ。9条を守ることが大切で、その中で自衛隊の役割を考えていくべきだ
- ・自衛隊ができることとして、どこまでならば認められるだろうか
- ・やはり専守防衛までではないだろうか。平和主義は、国の原則として継承していくべきだ
- ・海外で活動するときに、同盟国が攻められていても、自衛隊は助けないということか？
- ・海外での活動は、国連のPKOに限り、道路の補修や人道的な活動に絞るべきではないだろうか
- ・北朝鮮の問題もある。日米で共同して日本を守る以上、アメリカからの要求も受け入れるべきだろう。そうすると、集団的自衛権の行使も認めざるを得ないのではないか

など

子どもたちはグループでの対話を通して、新たな視点や考え方に気づき、「自衛隊は、どのような役割を果たすべきだろうか」という問いに対する考えを再構築していくでしょう。

<専守防衛に徹するべき>

- ・日本の防衛を米軍に依存している現状があり、アメリカの要求に応えなくてはならない状況もわかる。しかし、そのことよりも平和主義を大切に、自衛隊の活動を専守防衛に限ることが、過ちをくり返さず、平和をつくっていくことにつながる。一つの例外をつくると、原則は崩れてしまうから、集団的自衛権は認めるべきではない

<国際的な役割を果たすべき>

- ・自国を防衛することは当然のことだから、自衛隊が存在していても問題はない。しかし、自国のことだけ考えていけばよいということではない。PKOに参加して国際平和に貢献することは、日本の価値を高める。平和主義を掲げる日本の自衛隊にしかできない役割があるのではないだろうか。戦争に巻き込まれるような場には派遣すべきではない

<軍隊として位置づけるべき>

- ・理想的には、戦力をもたないのがよいのかもしれないが、現実的には不可能だ。全ての国が戦力をもたず、武力行使をしないことは、現状では考えにくい。そして、抑止力を高めるためには、米軍

(4) 調査内容を共有して、自衛隊のあり方や役割について多面的・多角的に捉える（1時間）

調査内容を、4人グループで共有していきます。一通り調査内容の発表が終わると、仲間が調査した

と協力することが必要だ。自衛隊が9条の規定と矛盾するならば、軍隊として明確に位置づけ、できることとできないことをはっきりさせた方がよい

など

(5) これからの平和主義と安全保障のあり方について対話する（1時間 本時）

グループでの調査内容の共有や対話を通して見いだした「自衛隊は、どのような役割を果たすべきだろうか」という問いに対する考えを伝え合い、クラス全体で対話を重ねていきます。授業者は、子どもの発言を分類して板書するとともに、対話が根拠をもとにしたものであるかや、どこに焦点化されていくかに注意を払い、必要に応じてかかわります。子どもたちの対話は、次のような内容に焦点化されていくと考えます。

<自衛隊の海外での活動について>

- ・今の時代に、自分の国のことだけを考えていてはダメだ。金だけ出して人は出しませんというのは、他国から信用されない。自衛隊が海外でもできることがあるならば、積極的に貢献すべきだ
- ・海外での活動と言っても、2種類あると考える。一つは国連PKOに関するもので、もう一つはアメリカの後方支援に関するものだ。前者は、平和を維持したり、平和をつくりあげたりするための活動だから、自衛隊の目的に合っている。後者は、仮に燃料の補給だったとしても米軍に加担することになる。これは、9条の戦争放棄に違反していると考えるので、行うべきではない
- ・日本はアメリカに守ってもらっている。そのアメリカを日本が守らないのは、不公平ではないか。対等な立場に立つことが大事で、そのためには同盟国であるアメリカと協力し、海外で米軍を支援することは当然ではないか
- ・海外での活動が増えれば、今後、自衛隊に犠牲者が出てくることが予想される。そうなったときに、誰が責任をとるのか

<9条とのかかわり・集団的自衛権について>

- ・自衛隊の装備は、「自衛のための必要最小限度の実力」とは言えない。これほどまでに9条の文言と現実が離れてしまうと、9条の価値がなくなってしまう。だから、自衛隊にできることがどこまでかや、誰が指示を出すのかなどを明確にして、憲法に書き込む方がよい。そうすれば、混乱もなくなるし、時代ごとに解釈を変える必要もなくなる

- ・74年間、この9条でやってきたのだから、これからは問題はない。確かに自衛隊の装備は軍隊と言われてもおかしくないが、自分の国を自分で守ることは当然のことだ。もし、米軍が日本から撤退していったら、困るのは日本だ。また、竹島や尖閣諸島、北方領土の問題もあり、自衛のための戦力をもつことは必要なことだ。もちろん、話し合いで解決することが最もよいが、その場合でも、軍事力や経済力がものをいう
- ・憲法を一度変えてしまうと、元に戻すことは難しい。9条は、太平洋戦争のような戦争を二度と起こさないという誓いのもと書かれたものだから、これを簡単に変えてはいけない。政府が言ってきたように、「自衛のための必要最小限度の実力」にとどめるべきで、戦争にかかわる可能性が出てくる集団的自衛権は認めるべきではない
- ・行使が認められた集団的自衛権には、制限がかけられている。この制限は、自分たちの国が危機的な状況になった場合に限り行使できるという意味だから、基本的に個別的自衛権の行使と変わらない。特に問題はない
- ・しかし、今後その制限が外されることもありうるのではないか。そこを見極める必要がある

など

対話が深まり、それぞれの考え方の根拠や意図、真意について子どもたちの理解が進んだと授業者が判断したところで、「これからの日本の平和主義と安全保障はどうあるべきだろうか」と問いかけます。この問いかけにより、自衛隊の役割や集団的自衛権について具体的に考えてきた子どもたちは、平和主義のあり方についてこれまでの内容を総合的・包括的に捉えて考えを述べていくでしょう。

- ・9条の平和主義は、太平洋戦争の反省から定められたことであるとともに、今の時代においても多くの国民が求めているものだ。その一方で、国際社会の中で、自衛隊がどのように貢献していくかも考えていかなければならない時代であることも事実だ。平和主義を掲げる国であるからこそ、行うことができる貢献の姿があると考え。PKOに参加して、平和をつくっていくための活動に従事することはその一つといえるのではないだろうか。日本の防衛を米軍に依存していることはわかるが、集団的自衛権を認めることは、自衛隊の力を強め、もう一度戦争への道につながることにならないか心配だ
- ・何が現実的かということから考えてみると、自衛隊の海外での活動や集団的自衛権を認めることも仕方がないように思う。自分の国を守るために武力をもつことは当然だし、同盟国に対等な立場

で守ることも、同盟関係を維持するためには必要なことだ。あいまいで様々な解釈ができる今の状態よりも、現実の変化に合わせて9条や自衛隊のあり方を変えていくことの方が、権力や軍隊の暴走を防ぐことにつながるかもしれない。平和のために軍はもたないという考えだけでは、平和をつくることはできないと考える

- このような議論が、国民の間で盛りあがっていないことが問題であり、政府の都合によって解釈が変えられていることが問題だ。平和主義は、日本の根幹をなすものだから、もっと国民が積極的に9条や自衛隊について議論をしていくべきだ。政府もわかりやすく説明する必要がある

など

最後に、本題材を通して学んだことや新たな疑問を書くよう促し、題材を閉じます。

- 9条が掲げる平和主義の理想と北朝鮮の問題や紛争などの現実との矛盾を感じた。私たちは平和な社会に生きているが、世界の中にはそうでない人たちもいる。その人たちのために、憲法の枠内で自衛隊ができることをしていくことは、世界平和に貢献し、めぐりめぐって日本の平和にもつながるのではないだろうか。日本の安全が米軍の協力や抑止力によって確保されている現実もわかったが、集団的自衛権の行使に踏み込むと、また戦争への道を歩んでしまいそうだ。平和国家日本の独自性を出すことで貢献していくべきだと考える

- 自衛隊の役割が拡大していることや、戦後長く認められていなかった集団的自衛権がわりと簡単に容認されたりしたことに驚いた。集団的自衛権は限定的なものだが、国民の議論が盛りあがらないうちに決定されていることに疑問を感じた。これでは、太平洋戦争の開戦の決断と同じ過ちを犯すことにならないだろうか。もっと国民がこの問題に関心を持ち、議論をしていくことが必要だ。日本と同じように敗戦を経験したドイツやイタリアがどのような憲法を制定しているかや、戦争に対してどのような立場でかかわっているかが気になった

- 日々の生活が平和であることを当たり前に思っているが、憲法や戦後の人々の努力によって支えられているのではないかと感じた。現在も、沖縄の米軍基地問題があり、平和のために犠牲を強いられている人たちがいる。もっと多くの国民がこれらの問題に関心をもつべきだ。私は、特に沖縄の米軍基地問題がなぜ解決できないのかについて調べてみたい

など